

# 報道発表



平成24年12月18日  
東海財務局

## 地方向け財政融資資金の補償金免除繰上償還の前提となる 財政健全化計画等の承認について（平成24年度申請分）

平成24年度に地方公共団体から提出された地方向け財政融資資金に係る補償金免除繰上償還の前提となる行政の簡素化等に関する計画（財政健全化計画等）が、12月14日、財務省において、承認されました。

今回承認されました東海財務局管内の団体数及び繰上償還申請額等については、次のとおりとなっています。

なお、補償金を免除した繰上償還は、平成19年度から21年度までの臨時特例措置として実施されましたが、その後も平成22年度から3年間延長され、本年度が最終年度となります。

（単位：団体、億円）

	団体数	繰上償還申請額	補償金免除見込額
愛知県	3	14.3	3.0
岐阜県	4	2.5	0.4
静岡県	4	9.6	1.3
三重県	6	7.0	1.1
東海管内	17	33.4	5.9
(参考)全国	139	344	70億円程度

（注1）単位未満は四捨五入。

（注2）実際の補償金免除相当額は繰上償還実施時の金利水準により決まる。

（別添1） 地方公共団体別の繰上償還申請額等（24年度承認分）

（別添2） 地方向け財政融資資金の繰上償還に係る補償金免除の概要

【お問合せ先】 財務省 東海財務局理財部 融資課  
電話：052-951-2704  
担当：山田、森

(別添1)

## 地方公共団体別の繰上償還申請額等(24年度承認分)

(単位:百万円)

団体名		計画の種類	繰上償還申請額	補償金免除見込額
愛知県	西尾市	下水道事業(公共下水道)	385.9	94.1
		下水道事業(農業集落排水)	97.9	25.6
	稲沢市	普通会計	54.5	6.8
		水道事業	627.2	110.4
		病院事業	36.2	4.3
	東郷町	下水道事業	227.1	61.1
合計			1,428.7	302.2
岐阜県	中津川市	水道事業	68.6	9.5
	山県市	下水道事業	10.2	2.6
	飛騨市	病院事業	115.3	22.0
	池田町	普通会計	56.3	7.0
	合計			250.5
静岡県	富士宮市	病院事業	643.4	71.8
	島田市	水道事業	87.9	12.6
		簡易水道事業	6.0	0.7
	磐田市	水道事業	214.3	43.1
	焼津市	病院事業	9.3	1.3
合計			960.9	129.5
三重県	松阪市	普通会計	123.0	13.0
	桑名市	水道事業	292.2	58.1
	名張市	普通会計	15.4	1.9
	鳥羽市	水道事業	170.4	21.9
	伊賀市	水道事業	16.8	3.2
	紀北町	水道事業	84.6	16.8
合計			702.4	115.0
合計	17団体	21事業	3,342.5	587.8

(注) 単位未満は四捨五入のため、合計は一致しない場合がある。

## 地方向け財政融資資金の繰上償還に係る補償金免除の概要

### 趣 旨

厳しい地方財政の状況に鑑み、19年度から21年度までの臨時特例措置として、地方向け財政融資資金の金利5%以上の貸付金の一部について、新たに財政健全化計画等を策定し徹底した行政改革・経営改革を実施すること等を要件に、補償金を免除した繰上償還を実施したところですが、20年秋以降の深刻な地域経済の低迷と大幅な税収減という異例の事態を踏まえ、今般限りの特例措置として上記措置を3年間延長し、更なる行政改革・経営改革の実施等を要件として、22年度から24年度において実施します。

### 対象となる地方債

平成4年5月31日までに貸し付けられた金利5%以上の地方債。

### 対象団体の要件

普通会計債の対象団体要件は、下記のとおりです。

- 金利5%以上の地方債：実質公債費比率が18%以上又は将来負担比率1.2倍以上の団体
- 金利6%以上の地方債：実質公債費比率が15%以上又は将来負担比率1.0倍以上の団体
- 金利7%以上の地方債：実質公債費比率が15%未満であるが、経常収支比率が85%以上若しくは財政力指数0.5以下等の団体

- (注) 1. 財政力指数1.0未満の団体に限る。ただし、臨時財政対策債振替前ベースで算定した数値が1.0未満となる団体も含む。  
 2. 将来負担比率は全国平均との比較による。  
 3. 合併市町村については、対象団体要件を緩和。  
 4. 公営企業債にも、普通会計債と同様の水準の要件を適用。

### 4 条 件

補償金免除による繰上償還は、以下のように「4条件」を満たし、法律に基づいて行うことを要件とします。

- ① 抜本的な行政改革・事業見直しが行われること
- ② 繰上償還の対象となる事業と他の事業について、明確な勘定分離ないし経理区分が行われ、他の事業に対する財政融資資金が繰上償還対象事業に流用されないことが確認されること
- ③ 財政健全化・公営企業経営健全化へ向けた新規の計画が策定・実施されること
- ④ 財政状況の厳しい団体について、補償金を免除した繰上償還と併せて抜本的な行財政改革が行われることにより、早期の財政健全化が図られ、最終的な国民負担の軽減につながると認められること

### 繰上償還実施時期

金利区分に応じ次の時期に繰上償還を行います。

- 平成23年3月：金利6.3%以上の地方債
- 平成24年3月：金利6.0%以上6.3%未満の地方債
- 平成25年3月：金利5.0%以上6.0%未満の地方債